

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働者に該当するとして、特別加入者として算定された給付基礎日額を基に支払われた原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成○年○月○日、○市にある新築工事現場において、足場の撤去中に、2階から墜落し負傷した。

請求人は、直ちに、○病院へ搬送され、「外傷性くも膜下出血、硬膜下血腫、脳挫傷、腰椎横突起骨折、中心性脊髄損傷」と診断され、同病院に入院し、療養を開始した。

請求人は、○会社の労働者であるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人は○会社の労働者ではなく、一人親方の特別加入者であるとして、特別加入の給付基礎日額により、これを支給する旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由について、要旨、次のとおり述べている。

作業現場では、いつも○会社事業主あるいは大工Aの指示の下で作業しており、請求人は業務遂行上の指揮監督を受けていた。

また、勤務場所や勤務時間は常に事業主の指示によるものであり、拘束性があり、請求人に代わって他の者が労務を提供することはなく代替性もない。

さらに、請求人に対する報酬は、日給で支払われており、報酬は賃金と考えるのが妥当である。

したがって、請求人は○会社の労働者であり、一人親方であるとして休業補償給付を行った監督署長の処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

請求人の労働時間等具体的な労働条件についての明示及び書面による雇用契約書も交わされていない。

出退勤管理及び賃金台帳等の作成もなく請求人に対する労務管理はなされていない上、遅刻早退による日額の減額もなく、時間外手当の支払いもなされていない。

請求人が事業主より具体的な指揮命令を受けて就労したものと認められない。

請求人が負傷した現場で一緒に作業していた一人親方のAの報酬についても日額で算定されており、Aの報酬の日額と請求人の報酬の日額との間に著しい差があるとまでは言えず、請求人に支払われた日額の報酬について労務対償性は認められない。

よって、請求人と事業主との間に使用従属関係はなかったものと判断され、労働基準法第9条にいう労働者には該当しないものと判断し、請求人が一人親方として就労中に負傷したものとして、休業補償給付について支給決定したものである。

4 審査官の判断

- (1) 仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無について、事業主は、「自分の別の仕事がある場合や都合が悪い場合には断っても構わなく、実際何日か来ていない日があった」と申し立てていることから、諾否の自由はあったものと推測される。しかしながら、一度、本件工事現場で就労し始めてからは、Aの指示の下で業務に従事しており、仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示に関し、拒否した事実は認められない。

本件工事現場で就労するにあたり、事業主も請求人に対しAの指示に従って作業するよう言ったことを認めており、また、請求人は、本件工事現場における作業はすべてAの指示の下で行った、災害発生直前の作業である足場の撤去作業も、ボードを張る前にAに撤去するよう言われていたと述べており、業務遂行上の指揮監督はあったと判断される。

- (2) 事業主は、請求人に対し、本件工事現場で大工工事に従事するよう依頼し、請求人はそれに従っており、勤務時間については、始業時刻は午前8時とし、終業時刻は、事業主より本件工事現場を任されているAの指示によって決定されていることから、拘束性はあったものと判断される。

- (3) 事業主は、請求人に対し、本人に代わって他の者が労務を提供することや補助者を使うことを認めた事実はなく、また、本人に代わって他の者が労務を提供した事実や補助者を使用した事実もないことから、代替性はなかったものと推測される。
- (4) 以上のことから、請求人は指揮監督下の労働にあったと判断される。
- (5) 請求人の報酬は、日給で時間を単位として計算される報酬であり、事業主は、建前以外の工事の報酬の決定について、1日来て働いてもらっていくらという形態なので日当とした旨述べており、報酬の労務対償性が認められ、使用従属性を補強するものである。
- (6) 請求人は、本件工事の大工工事に従事するにあたり、特段高価な機材や特別な工具を使用しておらず、自身の所有する大工道具を使用しており、報酬の額も著しく高価ではない。また、損害、損失を与えた場合に責任の所在については不明であるが、事業主は「本件工事現場の大工工事に関し仕事の完成についての責任は私にあり、また、大工工事の仕事に関する責任も私にある。」と述べていることから、工事に係る損害等の責任は事業主にあると判断され、請求人の事業者性を肯定する要素は認められない。
- そもそも、事業主は、本件工事現場において、請求人にある仕事を請負ってもらったという認識はなく、請求人も請負った人の指示の下で作業するいわゆる応援すなわち労働者として就労していたと認識しているものである。
- (7) 以上のことから総合的に判断すると、請求人は、本件工事現場においては、○会社事業主と使用従属関係にあり、労働基準法上の労働者であったものと判断される。
- したがって、監督署長が請求人に対してなした休業補償給付に関する処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。